

## (2) 建設リサイクル法の概要

### ① 法の対象となる建設工事について

特定建設資材を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事や土木工事等で、建設工事の規模が右表に該当する場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が適用される対象建設工事となり、工事着手日の7日前までに届出を行うとともに、分別解体等と再資源化等を実施しなければなりません。

#### 特定建設資材

- コンクリート
- コンクリートと鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- 木材
- アスファルト・コンクリート

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）※1	請負代金の額 ※3 1億円以上
建築物以外の工作物に関する工事（宅地造成・擁壁工事などの土木工事等）※2	請負代金の額 ※3 500万円以上

※1 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの  
※2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等  
※3 請負代金の額には消費税を含む

## 考え方のポイント

### ① 建築物と建築物以外の工作物について

- 建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根および柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものも含みます）と、これに附属する門や塀などであり、建築設備も含みます（詳しくは、建築基準法第2条第1号で定義されています）。
- 建築物以外の工作物とは、道路・橋・トンネルなどのように土地等に定着する工作物で建築物以外のものであり、土木工作物、木材の加工や取付けによる工作物、コンクリート（ブロック）等による工作物、石材の加工や積方による工作物、形鋼・鋼板等の加工や組立てによる工作物、機械器具の組立て等による工作物やこれらに類するものなどが該当します。
- 上記から、
  - ・ 門や塀などは、建築物本体に附属している場合は建築物となりますが、附属していない場合は建築物以外の工作物として扱います。
  - ・ 建築設備は建築物に含まれるので、建築物本体の工事が対象建設工事であれば、建築設備に係る部分も対象建設工事となりますが、建築設備単独で行う工事については、修繕・模様替等工事として扱います。
  - ・ 基礎、基礎ぐいは、建築物の本体が既に解体されて相当の期間が経過した後に残っている場合は、建築物以外の工作物として扱いますが、建築物本体の解体工事と連続してあるいは短期間のうちに分離発注によって施工する場合は、建築物として扱います。

### ② 建築物の解体工事について

- 建築物の解体工事とは、建築物のうち、構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいいます。構造耐力上主要な部分とは、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい等）、床版、屋根版又は横架材（はり等）で、建築物の自重、積載荷重、積雪、地震等の振動・衝撃などを支えるものをいいます（詳しくは、建築基準法施行令第1条第3号で定義されています）。

### ③ 規模の基準について

- 複数の工種にまたがる工事の場合は、それぞれの工種単位の床面積の合計、請負代金の額で対象建設工事であるかどうかを判断します（建築物の解体工事と新築工事を行う場合や、造成（擁壁）工事と建築物の新築工事を行うなどの場合は、それぞれの工事ごとに対象かどうかを判断します）。
- 発注者が同一の受注者と契約する同一場所の工事の場合は、全体の工事規模で対象建設工事であるかどうかを判断します（同一地にある複数の建築物を解体する場合〈例：住宅と車庫・倉庫等〉、同一地に複数の建築物を新築する場合〈例：建売分譲住宅〉、同一路線上等で複数の箇所を一連の工事として行う場合〈例：道路補修工事、保線工事〉など）。
- 床面積の算定に当たっては、屋根つきカーポートも算定の対象となります。
- 工事現場に設けられる事務所等や住宅販売のモデルルーム等の仮設建築物についても、上記の基準に該当すれば対象建設工事となります。

### ④ 特定建設資材について

- 特定建設資材を使用する工事であれば、たとえ特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物になったもの）がわずしか発生しない（あるいは全く発生しない）場合であっても、上記の規模の基準に該当する工事であれば対象建設工事となります。

### ② 分別解体等、再資源化等について

建築物やその他の工作物（以下、「建築物等」という。）について、解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工しなければならず、建築物等の新築その他解体工事以外の建設工事（以下、「新築工事等」という。）の場合も、工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工しなければなりません（両工事とも、分別は当該工事現場にて行わなければなりません）。

又、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については、再資源化等を実施しなければなりません。

## 考え方のポイント

- 分別解体等とは、以下の行為とされています。
  - ① 建築物等の解体工事にあつては、建築物等に用いられた建築資材に係る建築資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
  - ② 新築工事等にあつては、当該行為に伴い副次的に生ずる建築資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
  - ③ ①②いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう。